

株 主 各 位

東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号
犬塚ビル1階

イメージ情報開発株式会社

代表取締役社長 代 永 衛

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成29年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号
犬塚ビル1階
イメージ情報開発株式会社 本社会議室 |

3. 目的事項
報告事項
1. 第42期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第42期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

1. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.image-inf.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界経済の減速に対する長期的な不安要因を抱えながら、英国のEU離脱、米国の政権交代等に起因する予測が困難な為替・株式市場の変動に直面し、依然として景気の見通しに確信の持てない状況が続きました。

当社グループの主要な事業領域である情報サービス業界においては、企業の業績確保、拡大に向けてIT投資に積極的な取り組みがみられますが、利益率の低迷は依然続いております。

このような環境の中、当連結会計年度は、開発スキルの向上と外部人材リソースの活用等を実施してまいりましたが、前連結会計年度に株式会社アンダースを連結除外した影響等があり、売上高は804,286千円(前期比35.8%減)となりました。

利益面におきましては、販売費及び一般管理費を圧縮いたしましたが、売上原価率が上昇し、営業損失は49,139千円(前期は営業利益70,532千円)、経常損失は42,632千円(前期は経常利益62,802千円)となりました。また、株式会社北栄に対する債権に対して貸倒引当金繰入額188,145千円、及び同社株式に対して投資有価証券評価損19,950千円を特別損失として計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失は255,123千円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益37,421千円)となりました。

このような状況において、当社はこれまで培ってまいりましたIT活用による提携企業へのコンサルティング機能を高め、先進的マーケティングソリューションの提供等により新たなサービスの創造とマーケットの開拓、さらに新たな異業種企業との提携による収益創出事業の展開を図ってまいります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

〔コンサルティング／設計／構築〕

企業システムのコンサルティング及び設計、開発の業務受託等につきましては、外部人材リソースを活用した受注案件の獲得に努めましたが、売上高は402,353千円(前期比23.5%減)、セグメント利益は36,988千円(前期比76.5%減)となりました。

〔運用／保守〕

企業システムの運用及び保守の業務受託につきましては、前期からの継続した受注とセキュリティ関連システムの運用商品は堅調に推移しましたが、株式会社アンダースの連結子会社除外の影響から、売上高は100,539千円(前期比35.9%減)、セグメント利益は8,758千円(前期比53.1%減)となりました。

〔商品販売〕

商品販売につきましては、大手企業への設備機器受注により、売上高は125,786千円(前期比67.4%減)となりましたが、利益率は低く、また業務間接費を多く負担した影響からセグメント損失は19,333千円(前期はセグメント損失1,164千円)となりました。

〔BPO／サービス〕

BPO(業務アウトソーシング)及び決済等各種サービスの提供につきましては、継続的な取引による売上を確保し、売上高は175,607千円(前期比4.8%減)、セグメント利益は20,377千円(前期比117.3%増)となりました。

セグメント別の売上高・生産高・受注高の状況

セグメント	売上高(千円)	生産高(千円)	受注高(千円)
コンサルティング/設計/構築	402,353	402,643	345,064
運用 / 保守	100,539	100,539	107,539
商品販売	125,786	125,786	21,116
BPO/サービス	175,607	175,607	175,607
合計	804,286	804,576	649,327

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,910千円であります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度の資金調達については、金融機関からの借入れを行い、当連結会計年度末現在における連結有利子負債残高は、前連結会計年度末に比べ25,001千円増加し、40,001千円となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「変革を求める企業・団体に対し、先進的ITを駆使した独創的サービスや機能の提供を通じ社会に貢献する」を理念に掲げ、長期にわたり金融・製造業等企業や大手商店街、商工会議所を通じた地域の活性化に努めてまいりました。

激動する経済社会の下、顧客企業に対する「先進的ビジネスモデルの提供」を目的に既存の中核技術をベースに他分野の知識や技術を組み合わせた多岐にわたるビジネスの「プラットフォーム」の構築に着手しました。

当社グループは、ヒト/モノ/カネ/情報をネットワーク化し、組織やサービスを束ね、顧客企業と共に永続的成長を目指した「プラットフォームビジネス」を最大の経営テーマとしております。

当社グループは、本株主総会第2号議案において新設分割計画承認のご審議をいただくことにしております。承認可決されることが条件であります。平成29年10月に会社分割による持株会社体制への移行により、事業の多角化を推進し、機動的な事業再編や柔軟性を確保することで、情報サービス業界において求められている高付加価値のサービスを提供すべく、関連会社及び提携企業との連携強化によるプラットフォームビジネスへの深耕を図ってまいります。

当第42期におきましては、誠に遺憾ながら無配となりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、株主の皆様のご期待に応えられるように業績の回復に努めてまいりますので、今後とも何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第39期 (平成26年3月期)	第40期 (平成27年3月期)	第41期 (平成28年3月期)	第42期 (当連結会計年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	883,536	839,188	1,253,195	804,286
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	4,159	△178,907	62,802	△42,632
親会社株主に帰 属する当期純利 益又は当期純損 失 (△) (千円)	12,632	△76,706	37,421	△255,123
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	7.58	△46.03	22.46	△153.10
総 資 産 (千円)	978,099	921,408	983,078	662,160
純 資 産 (千円)	639,503	594,078	641,107	386,015

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
- 2 当社は平成25年10月1日付けで1株につき200株の株式分割を行っております。平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失を算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第39期 (平成26年3月期)	第40期 (平成27年3月期)	第41期 (平成28年3月期)	第42期 (当事業年度) (平成29年3月期)
売 上 高 (千円)	665,433	609,350	1,090,196	734,043
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	67,353	△49,906	73,728	△39,411
当期純利益又は 当期純損失 (千円) (△)	34,434	△30,165	29,553	△251,593
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失 (円) (△)	20.66	△18.10	17.74	△150.98
総 資 産 (千円)	891,032	858,603	943,064	625,301
純 資 産 (千円)	634,572	597,766	626,964	375,402

- (注) 1 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
- 2 当社は平成25年10月1日付けで1株につき200株の株式分割を行っております。平成26年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失を算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
イクオス株式会社	90百万円	100.0%	BPO/サービス事業

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業内容

当社グループは、当社、連結子会社1社（イクオス株式会社）の計2社で構成されており、業務改革や課題解決を進める企業に対し、IT戦略の支援からシステムの設計構築・運用保守・業務アウトソーシング等の総合的なサービスを提供しております。

特定のメーカーやパッケージソフト等に依存せず、顧客企業のビジネス戦略に沿った柔軟なシステム実現、ワンストップでの総合的なサービス提供を特徴としております。

当社グループの事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

コンサルティング／設計／構築事業

当事業においては、主にIT戦略の支援及びシステムの設計構築を行っております。主に当社が事業を展開しております。

運用／保守事業

当事業においては、主にコンサルティング／設計／構築事業において顧客に提供したシステムの運用・保守業務を受託しております。主に当社が事業を展開しております。

商品販売事業

当事業においては、情報通信機器、ソフトウェアの仕入／販売、及び自社開発のパッケージソフトウェアの製造／販売を行っております。主に当社が事業を展開しております。

BPO／サービス事業

当事業においては、決済処理業務や会員管理業務等を受託しております。医療モールの受託についてはイクオス株式会社が、その他のサービスや業務受託については当社が主となり事業を展開しております。

(8) 主要な営業所（平成29年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区

② 子会社

会 社 名	所 在 地
イクオス株式会社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数 58〔3〕名	前連結会計年度末比増減 5名減
平均年齢 40.5歳	平均勤続年数 12.2年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数 58〔2〕名	前事業年度末比増減 5名減
平均年齢 40.5歳	平均勤続年数 12.2年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
興産信用金庫	30,000千円
株式会社八千代銀行	10,001千円

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 7,120,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,780,000株
 （自己株式113,629株を含む。）
 (3) 当事業年度末の株主数 436名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社イメージ企画	612,000株	36.73%
株式会社N B I	270,000株	16.20%
代 永 衛	240,000株	14.40%
奥 平 健 一	40,100株	2.41%
第一生命保険株式会社	40,000株	2.40%
代 永 英 子	39,000株	2.34%
中 根 近 雄	29,000株	1.74%
岡 田 秀 一	25,700株	1.54%
山 成 勝 之	22,600株	1.36%
沖電気工業株式会社	20,000株	1.20%

- (注) 1. 当社は、自己株式を113,629株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	代 永 衛	イクオス株式会社取締役
常務取締役	佐 藤 将 夫	経営管理室長 イクオス株式会社監査役 株式会社北栄取締役
取締役	片 柳 依 久	
取締役	細 川 一 雄	
常勤監査役	陣野原 博 幸	
監査役	宮 本 史 雄	株式会社プイエムシー監査役
監査役	藤 井 篤	

- (注) 1. 取締役細川一雄氏は社外取締役であります。
 2. 監査役宮本史雄及び藤井篤の両氏は社外監査役であります。
 3. 取締役細川一雄氏、監査役宮本史雄氏及び藤井篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取 締 役 (内、社外取締役)	4 名 (1 名)	16,500千円 (600千円)
監 査 役 (内、社外監査役)	3 名 (2 名)	5,004千円 (1,200千円)
合 計 (内、社外役員)	7 名 (3 名)	21,504千円 (1,800千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第26回定時株主総会において年額100,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成13年5月25日開催の第26回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役宮本史雄氏は、株式会社ブイエムシーの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	細 川 一 雄	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち16回出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識等を活かし、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役	宮 本 史 雄	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち15回、監査役会13回のうち13回出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識等を活かし、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	藤 井 篤	当事業年度中に開催された取締役会20回のうち13回、監査役会13回のうち11回出席し、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識等を活かし、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、豊富な経験と高い見識に基づき適宜、必要な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び各社外監査役と会社法第423条第1項の賠償責任について、その賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	10,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定することができる旨の規定を定款第42条に設けておりますが、会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備に関して、取締役会決議において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を次のとおり決議しております。

①当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、取締役及び使用人が法令・定款をはじめ社内規程・社会規範を尊重する行動ができるよう、「企業行動基準」を定めるものいたします。

ロ. コンプライアンス統括責任者を任命した「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスを社内に定着させていくための仕組みに関する事項、啓発教育及びコンプライアンス上の問題等を審議し、その結果を取締役に適時報告いたします。

ハ. 当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合は、速やかに社内に設置する窓口に通報・相談するシステムとして「ホットライン」を整備いたします。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・安全かつ検索及び閲覧可能な状態で保存、管理いたします。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 企業活動の持続的発展を脅かすリスクに対処するため、社長を委員長とする、「リスク管理委員会」を設置し、「リスク管理規程」を定め同規程に基づき、全社的なリスク管理体制を構築するとともに、その活動内容を取締役に適時報告いたします。

ロ. 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する危機管理体制を整えるものいたします。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 将来の事業環境を見据えた経営方針のもと中期経営計画及び年度計画を策定し、全社的な目標を掲げ、その達成と重点事項の推進に向けて職務を執行いたします。

ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として「取締役会」を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催いたします。

ハ、取締役、監査役及び各部門長で構成する「経営会議」を毎月1回開催し、経営状況の把握を容易にし、各部門間での情報の共有を図ります。また、経営に関する重要事項において討議し、その審議を経て「取締役会」で執行決定を行います。

ニ、取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」において定め実行いたします。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ、当社は経営管理部門関連事業グループを置き、社内規則に従い子会社を指導いたします。

ロ、当社は、子会社の取締役の職務執行を監視・監督いたします。

ハ、監査役は、子会社に対して必要に応じて業務の状況について報告を求め、子会社の業務の適正性を監視いたします。

ニ、子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本といたします。

⑥当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は現在のところ監査役の職務を補助すべき専任部門・スタッフは置いておりませんが、監査役会又は、監査役から求められた場合には、監査役会又は、監査役と協議のうえで決定いたします。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の実施のため、監査役会又は、監査役の職務を補助すべき専任部門・スタッフを置く場合は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮・命令下で職務を遂行する体制を確保するとともに、人事評価、異動、懲戒処分は、監査役会又は、監査役の同意を得なければならないものとしております。

⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ、当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に与える重要な事項について、「取締役会」「経営会議」「子会社報告会」にて定期的に報告いたします。

ロ、当社及び子会社の取締役及び使用人は、職務の執行に関する法令違反、定款違反及び不正行為の事実を知った場合

は、遅滞なく当社の監査役に報告いたします。

ハ．前項に関わらず、当社の監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができるものいたします。

⑨前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の報告者に対する秘密厳守及び不利益な処遇のないことを保証しています。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役が職務の執行において生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務について生ずる費用又は債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行うことといたします。

⑪その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社の監査役による「監査役会」を毎月1回以上開催し、監査計画に基づく監査の実施状況や監査役間での経営情報の共有化等監査の充実を図ります。

ロ．当社の監査役は、監査の実施にあたり、監査役独自に収集した業務執行の状況を踏まえつつ、内部監査室、会計監査人とも情報交換に努め、相互に連携し、監査の実効性を確保いたします。また、必要に応じ自らの判断で、弁護士、その他外部アドバイザーを活用するものいたします。

⑫反社会的勢力との関係遮断のための基本的な考え方とその整備状況

イ．当社は、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応いたします。社会的正義を実践するために社内規程等を定め、毅然とした態度で反社会的勢力との関係を遮断いたします。

ロ．反社会的勢力に対する対応を統括する部署を設け、関係行政機関や外部専門機関等から情報収集に努めます。社内に向けて対応方法等の周知をはかり、社内関係部門、関係行政機関及び外部専門機関等と緊密に連携して、速やかに対処できる体制を整備いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

①コンプライアンス

当社グループでは全役職者に対し、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的に、定期的にコンプライアンス研修会を実施しております。また、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス体制の整備、維持に努めております。

②リスク管理

当社グループでは、半期に一度、内部監査室が内部統制監査を実施しており、リスクのレビューを行い、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、リスク管理委員会への報告等により、情報の共有を行いました。

③監査役監査体制

当社の各監査役が監査計画に基づき、当社グループの監査を実施しました。また、監査役会（当期中に13回開催）のほか、内部監査室及び会計監査人とも監査結果の報告等を定期的に行い、相互連携を図りました。さらに、取締役会に出席して助言を行うことにより、監査の実効性向上に努めました。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	222,666	流 動 負 債	131,207
現金及び預金	112,907	買 掛 金	29,428
受取手形及び売掛金	86,867	短 期 借 入 金	40,001
商 品	375	未 払 法 人 税 等	3,324
仕 掛 品	447	賞 与 引 当 金	26,307
貯 蔵 品	268	そ の 他	32,145
前 払 費 用	15,777	固 定 負 債	144,937
そ の 他	7,713	退職給付に係る負債	125,108
貸倒引当金	△1,691	繰延税金負債	1
固 定 資 産	439,493	そ の 他	19,827
有 形 固 定 資 産	21,484	負 債 合 計	276,145
建 物	8,787	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	12,697	株 主 資 本	386,010
無 形 固 定 資 産	9,046	資 本 金	467,050
ソフトウェア	9,046	資 本 剰 余 金	519,527
投資その他の資産	408,963	利 益 剰 余 金	△504,755
投資有価証券	62,329	自 己 株 式	△95,810
長期貸付金	399,375	その他の包括利益累計額	4
長期未収入金	103,895	その他有価証券評価差額金	4
破産更生債権等	6,930	純 資 産 合 計	386,015
そ の 他	29,692		
貸倒引当金	△193,259		
資 産 合 計	662,160	負債及び純資産合計	662,160

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		804,286
売 上 原 価		729,740
売 上 総 利 益		74,546
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		123,685
営 業 損 失 (△)		△49,139
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	1,955	
貸倒引当金戻入額	4,514	
そ の 他	306	6,776
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	269	269
経 常 損 失 (△)		△42,632
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7	
投資有価証券評価損	19,950	
貸倒引当金繰入額	188,145	
減 損 損 失	3,549	211,651
税金等調整前当期純損失(△)		△254,283
法人税、住民税及び事業税	840	840
当 期 純 損 失 (△)		△255,123
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△255,123

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金
当 期 首 残 高	467,050	519,527
当 期 変 動 額		
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—
当 期 末 残 高	467,050	519,527

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△249,631	△95,810	641,134
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	△255,123	—	△255,123
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△255,123	—	△255,123
当 期 末 残 高	△504,755	△95,810	386,010

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△27	641,107
当 期 変 動 額		
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	△255,123
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	31	31
当 期 変 動 額 合 計	31	△255,092
当 期 末 残 高	4	386,015

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 イクオス株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品 移動平均法

仕掛品 個別法

貯蔵品 移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

②無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	84,076千円
----------------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	1,780,000株
------	------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度に行った剰余金の配当

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を主に自己資本により調達し、余資は主に流動性・安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金は銀行借入等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。また、貸付金は取引先企業等への貸付であり、当該企業の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

また、借入金には運転資金に係る資金調達であり、変動金利による長期借入は行っておりません。

なお、これらの債務は支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクが存在しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程及び与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について営業担当及び管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の預金及び営業債権については、いずれも金額が少額であり、為替の変動リスクは僅少であります。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外については、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部門が適宜資金繰計画を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（注2をご参照ください）及び重要性が乏しいものについては、次表には含めておりません。

	連結貸借対 照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	112,907	112,907	—
(2)受取手形及び売掛金	86,867		
貸倒引当金	△1,691		
受取手形及び売掛金（純額）	85,176	85,176	—
(3)長期貸付金	399,375		
貸倒引当金	△188,145		
長期貸付金（純額）	211,230	211,230	—
(4)投資有価証券			
その他有価証券	1,830	1,830	—
(5)長期未収入金	103,895	103,895	—
(6)破産更生債権等	6,930		
貸倒引当金	△5,120		
破産更生債権等（純額）	1,810	1,810	—
資 産 計	516,850	516,850	—
(1)買掛金	29,428	29,428	—
(2)短期借入金	40,001	40,001	—
(3)未払法人税等	3,324	3,324	—
負 債 計	72,754	72,754	—

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいものとし、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期貸付金

長期貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(4) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期未収入金

時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいものとし、当該帳簿価額によっております。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式60,498千円については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 投資有価証券」に含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 231円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失(△) | △153円10銭 |

重要な後発事象に関する注記

平成29年5月16日に当社の主要な貸付先の株式会社北栄が所有している船舶に事故が発生いたしました。現時点におきましては、操業を停止し、船舶の補修期間の見積り作業中であり、当社の同社に対する債権の回収可能見込額への影響等は未確定であります。

貸 借 対 照 表

(平成29年 3 月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	213,568	流 動 負 債	124,789
現金及び預金	109,442	買 掛 金	29,428
売 掛 金	86,432	短 期 借 入 金	40,001
商 品	375	未 払 金	3,866
仕 掛 品	447	未 払 費 用	13,144
貯 蔵 品	268	未 払 法 人 税 等	3,014
前 払 費 用	10,609	前 受 金	4,532
そ の 他	7,686	賞 与 引 当 金	26,307
貸 倒 引 当 金	△1,693	そ の 他	4,493
固 定 資 産	411,733	固 定 負 債	125,110
有 形 固 定 資 産	15,396	退職給付引当金	125,108
建 物	2,745	繰 延 税 金 負 債	1
工具、器具及び備品	12,650	負 債 合 計	249,899
無 形 固 定 資 産	8,985	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	8,985	株 主 資 本	375,398
投資その他の資産	387,351	資 本 金	467,050
投資有価証券	62,329	資 本 剰 余 金	510,270
長 期 貸 付 金	399,375	資 本 準 備 金	510,270
関係会社長期貸付金	187,950	利 益 剰 余 金	△506,111
長 期 未 収 入 金	103,895	利 益 準 備 金	2,000
破産更生債権等	6,930	その他利益剰余金	△508,111
そ の 他	8,086	繰 越 利 益 剰 余 金	△508,111
貸 倒 引 当 金	△381,215	自 己 株 式	△95,810
資 産 合 計	625,301	評価・換算差額等	4
		その他有価証券評価差額金	4
		純 資 産 合 計	375,402
		負債及び純資産合計	625,301

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		734,043
売 上 原 価		663,448
売 上 総 利 益		70,594
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		120,449
営 業 損 失 (△)		△49,854
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,930	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,514	
そ の 他	267	10,712
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	269	269
経 常 損 失 (△)		△39,411
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	19,950	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	188,145	
減 損 損 失	3,549	211,651
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△251,063
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	530	530
当 期 純 損 失 (△)		△251,593

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	資 本 金	資 本 剰 余 金
		資 本 準 備 金
当 期 首 残 高	467,050	510,270
当 期 変 動 額		
当期純損失 (△)	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—
当 期 末 残 高	467,050	510,270

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
		繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	2,000	△256,517	△254,517	△95,810	626,991
当 期 変 動 額					
当期純損失 (△)	－	△251,593	△251,593	－	△251,593
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	△251,593	△251,593	－	△251,593
当 期 末 残 高	2,000	△508,111	△506,111	△95,810	375,398

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	△27	626,964
当 期 変 動 額		
当期純損失 (△)	—	△251,593
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	31	31
当 期 変 動 額 合 計	31	△251,562
当 期 末 残 高	4	375,402

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
-------	-------------

 その他有価証券

時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
---------	---

時価のないもの	移動平均法による原価法
---------	-------------

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

 評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品	移動平均法
----	-------

仕掛品	個別法
-----	-----

貯蔵品	移動平均法
-----	-------

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
----	-------

工具、器具及び備品	3～20年
-----------	-------

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア	見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法
---------------	--

自社利用のソフトウェア	社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法
-------------	---------------------------

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

①当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 73,666千円

2. 偶発債務

子会社のイクオス株式会社を被保証人とし、事業用不動産物件の賃貸借契約について、賃貸人に対して当該契約に関する一切の債務を連帯保証しております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する長期金銭債権 187,950千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 113,629株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産評価損		1,041千円
賞与引当金		8,118千円
減損損失		1,914千円
投資有価証券評価損		24,052千円
関係会社株式評価損		30,160千円
退職給付引当金		38,308千円
貸倒引当金		117,246千円
繰越欠損金		48,096千円
その他		2,987千円
繰延税金資産	小計	271,925千円
評価性引当額		△271,925千円
繰延税金資産	合計	－千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金		1千円
繰延税金負債	合計	1千円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期 末 残 高(千円)
子会社	イクオス株式会社	所 有 接 直 100.0%	役員の兼任2名	資 金 の 回 収	4,000	関係会社 長期貸付金 (注1)	187,950
				賃貸借契約に 対する連帯保証 (注2)	—	—	—

2. 役員

種 類	氏 名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科 目	期 末 残 高(千円)
役 員	代 永 衛	被 所 有 接 直 14.4%	当 社 代表取締役	銀 行 借 入 に 対する連帯保証 (注3)	30,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) イクオス株式会社に対する関係会社長期貸付金について全額貸倒引当金を計上しております。

(注2) イクオス株式会社の事業用不動産物件の賃貸借契約に対して連帯保証を行っております。

(注3) 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長代永衛より債務保証を受け入れております。なお、当該債務保証に対し、保証料の支払いは行っておりません。取引金額は、期末の借入残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 225円28銭

2. 1株当たり当期純損失(△) △150円98銭

重要な後発事象に関する注記

平成29年5月16日に当社の主要な貸付先の株式会社北栄が所有している船舶に事故が発生いたしました。現時点におきましては、操業を停止し、船舶の補修期間の見積り作業中であり、当社の同社に対する債権の回収可能見込額への影響等は未確定であります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月30日

イメージ情報開発株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田中 大丸 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 石渡 裕一朗 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イメージ情報開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イメージ情報開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年5月16日に会社の主要な貸付先である株式会社北栄が所有する船舶に事故が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月30日

イメージ情報開発株式会社
取締役会 御中

アスカ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田中 大丸 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 石渡 裕一郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イメージ情報開発株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成29年5月16日に会社の主要な貸付先である株式会社北栄が所有する船舶に事故が発生した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アスカ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月31日

イメージ情報開発株式会社 監査役会

常勤監査役 陣野原 博 幸 ⑩

社外監査役 宮 本 史 雄 ⑩

社外監査役 藤 井 篤 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の目的

当事業年度末時点での利益剰余金は506,111,380円の欠損が生じております。つきましては、早期の復配体制を実現するため、過去の損失より生じた欠損を填補し、資本政策の柔軟性及び機能性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金の額を減少し、繰越利益剰余金の欠損補填に充て、剰余金の処分を行うことといたしました。

2. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の要領

(1) 資本準備金の額の減少に関する事項

資本準備金510,270,000円のうち、506,111,380円を減少し、その同額をその他資本剰余金に振り替えます。減少後の資本準備金は4,158,620円となります。

なお、本件は会社法第449条第1項但書の要件に該当するため、債権者異議申し述べの手続きは発生いたしません。

(2) 剰余金処分にに関する事項

会社法第452条に基づき、資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、上記(1)による振り替え後のその他資本剰余金506,111,380円を、繰越利益剰余金に振り替え、欠損補填に充当するものであります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	506,111,380円
----------	--------------

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	506,111,380円
---------	--------------

③処分後の利益剰余金の項目及びその額

利益準備金	2,000,000円
-------	------------

繰越利益剰余金	△2,000,000円
---------	-------------

利益剰余金合計	0円
---------	----

3. 資本準備金の額の減少及び剰余金処分の効力発生日

平成29年6月28日

4. 業績に与える影響

本件は、「純資産の部」の勘定内の振替処理となりますので、当社の純資産に変動はなく、当社の業績に与える影響はありません。

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社は従来、事業会社として経営理念であります「ITの応用による独創的サービスを創造し、変革を目指す企業の発展に寄与する」ことを行うため、システム構築・設計事業を主要事業に、保守・運用事業、業務受託事業の発展に努めてまいりました。近年、その延長線上の事業としてアライアンス企業の経営コンサルティング事業にも取り組んでおります。

このように、当社グループが多岐にわたる事業多角化に取り組むなかで、持株会社への移行により機動的な事業再編や柔軟性の確保、グループガバナンスの強化ならびに各事業の責任と権限を明確にすることにより、当社グループ全体の企業価値の最大化を目指します。

ついては、新設分割計画につきご承認をお願いするものであります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新 設 分 割 計 画 書 (写)

イメージ情報開発株式会社（平成29年10月2日付で「イメージ情報BI株式会社」に商号変更予定 以下「当社」という）は、当社の事業の一部を新たに設立するイメージ情報開発株式会社（以下「新会社」という）に承継させるために会社分割（以下「本件分割」という）を行うものとし、次の通り新設分割計画書（以下「本計画書」という）を定める。

第1条 分割の方法

当社は、会社分割時にビジネスインテグレーション事業部が行っている事業（以下「本件事業」という）を新会社に承継させるために、新設分割を行う。

第2条 分割期日

本件分割の分割期日は、平成29年10月2日とする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、分割期日を変更することができる。

第3条 新商号と住所その他定款で定める事項

新設会社の商号、本店所在地は、以下の通りとする。

商号 イメージ情報開発株式会社

住所 東京都千代田区猿楽町2丁目4番11号

新設会社の目的、発行可能株式総数その他新設会社で定める事項は、別紙1「定款」に記載の通りとする。

第4条 株式

新会社が本件分割に際して発行する株式は、普通株式600株とし、その全てを当社に割り当て交付する。

第5条 資本金及び準備金

新会社の資本金の額は、金3,000万円とし、資本準備金、利益準備金、資本剰余金、利益剰余金、及び分割交付金はいずれもゼロとする。

第6条 資産、債権債務、契約関係、労働契約

- (1) 新会社は、第2条の分割期日をもって、別紙2「承継権利義務明細表」記載の債権債務、契約上の地位等を承継する。
- (2) 新会社は、雇用者リストに記載する労働者を承継する。ただし、労働者が承継を拒絶する時はこの限りでない。
- (3) 当社から新会社に承継される一切の債務につき、当社は新会社と共に、重畳的に債務を引き受ける。

第7条 新会社の取締役、監査役

新会社の最初の取締役および監査役は、以下の通りとする。

取締役 片柳 依久

監査役 佐藤 将夫

第8条 条件変更

本計画書についての当社株主総会の承認後、分割期日前日までの間に、天災地変、経済状況の激変、その他の事由により、本件事業、及び本件事業に属する財産に重大な変動が生じた時には、当社は、本計画書を変更し、または、本件分割を中止することが出来る。

第9条 規定外事項

本計画書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、当社がこれを決定することが出来る。

平成29年4月27日

東京都千代田区猿樂町二丁目4番11号

イメージ情報開発株式会社

代表取締役 代永 衛

イメージ情報開発株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、イメージ情報開発株式会社と称し、英文では、Image Information Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ビジネス戦略の立案・コンサルティング及び情報システムの設計・開発・保守
2. 情報処理の受託・運営代行及び附帯するファイナンスサービス
3. 情報システム及び関連する機器材の輸入・販売・保守
4. 情報処理機器及び部品の製造・販売
5. 電気工事及び電気通信工事業
6. 情報関連の出版・通信サービス及び教育・セミナーの開催
7. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理店業務
8. 労働者派遣事業
9. 知的所有権（特許権、実用新案権等）の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持及び管理ならびにそれらを通じた事業の企画・立案
10. 動産賃貸
11. 不動産賃貸
12. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、次の機関を置く。

- (1) 株主総会
- (2) 取締役
- (3) 監査役

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,400株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は1株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第9条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第10条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

2. 議事録は、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役

(員 数)

第15条 当社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第18条 取締役は、互選で代表取締役を選定する。

2. 会社は、取締役社長1名を定めるほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第19条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第20条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、株主総会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の責任につき、会社法427条第1項に基づき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第21条 当社は、監査役を置く。

(員 数)

第 2 2 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 2 3 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 2 4 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 2 5 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 2 6 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、株主総会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、会社法第 427 条第 1 項に基づき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 2 7 条 当会社は、会計監査人を置くことができる。

(会計監査人の選任)

第 2 8 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 2 9 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第30条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 計 算

(事業年度及び決算期日)

第32条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末を決算期とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第34条 当社は、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金に対しては、利息をつけない。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当社の設立の日から平成30年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に記載のない事項は、すべて会社法その他法令に従う。

(施行)

第3条 上記定款は、分割による東京都千代田区猿楽町二丁目4番11号 イメージ情報開発株式会社設立のため作成したものであり、本定款は、分割が効力を生じた時からこれを施行する。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって、削除する。

以上

別紙2

承継権利義務明細表

新設会社が当社から承継する権利義務は、分割期日において本事業に属する以下の権利義務とする。なお、以下は平成28年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としたものであり、実際に承継する権利義務については、同日から分割期日の前日までの変動を考慮した上で確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本事業に係る流動資産一切、但し以下は除く。

①前払地代家賃、②前払保守料、③立替金、④その他法令上承継不能なもの

(2) 固定資産

本事業に係る固定資産は承継しない。

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本事業に係る流動負債一切、但し以下は除く。

①リース債務、②資産除去債務、③その他法令上承継不能なもの

(2) 固定負債

本事業に係る固定負債一切、但し以下は除く。

①リース債務、②退職給付引当金、④その他法令上承継不能なもの

3. 承継する雇用契約等

分割期日において、ビジネスインテグレーション事業部に所属する従業員との雇用契約及びこれに基づく権利義務の一切。

4. 承継する契約関係

本事業に係る取引基本契約、売買契約、業務委託契約その他本事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務（「1. 承継する資産」「2. 承継する負債」において承継対象とされているものに限る。）。但し、下記に掲げる契約はこの限りではない。

- (1) リース契約
- (2) 当社を借主とする不動産賃貸借契約
- (3) 当社が保有する商標権に係る使用許諾契約
- (4) 上記(1)ないし(3)に関連する契約

5. 承継する知的財産権

本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権を除く知的財産権及びノウハウ（本事業に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権は当社に帰属する。）。

6. 許認可等

本件分割の効力発生日時点において、本事業に関する許可、認可、承認、届出、登録等で法令上承継可能なもの。

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第1項第6号に掲げる事項の相当性に関する事項

① 新設分割設立会社が新設分割に際して当社に対して交付する新設分割設立会社の株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、新設分割に際して新たに株式を発行し、そのすべてを当社に割当交付いたします。新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、普通株式600株といたしました。

なお、交付株式数につきましては、新設分割による当社の純資産に変動がなく、また新設分割設立会社の株式のすべてが当社に割り当てられることから、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、また、新設分割による持株会社体制への移行目的に鑑み、当社の完全子会社となる新設分割設立会社を適正かつ効率的に管理するうえで、上記株式数は相当であると判断しております。

②新設分割設立会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条に記載のとおりとすることといたしました。当社は、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

(2)最終事業年度の末日後に生じた当社の重要な後発事象等の内容

平成29年5月16日に当社の主要な貸付先の株式会社北栄が所有している船舶に事故が発生いたしました。現時点におきましては、操業を停止し、船舶の補修期間の見積り作業中であり、当社の同社に対する債権の回収可能見込額への影響等は未確定であります。該当事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成29年3月23日付「会社分割による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」並びに平成29年4月27日付(変更)「会社分割による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」において開示の通り、当社は平成29年10月2日(予定)を効力発生日とする会社分割により、持株会社へ移行する予定です。これに伴い現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)についてを変更するものであります。当該定款変更につきましては、定款変更案附則第1条に本日開催の定時株主総会に付議される新設会社分割計画の承認の件が原案どおり承認可決されること及び本新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に変更の効力が生じる旨の規定を設けることにより、同日をもって効力が発生するものとします。なお、定款変更案附則第1条につきましては、同第2条により、当該定款変更の効力発生日をもって削除されます。
- (2) 法令に定める取締役及び監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠取締役及び補欠監査役の規定を第19条第4項及び第31条第3項として追加するものです。
- (3) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90条)において責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更になりました。「当該法律改正」により新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び全ての監査役が、その期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第2項及び第38条第2項の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第28条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 当社は、監査役の員数は4名以内としていましたが、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的に、10名以内に変更いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は、 <u>イメージ情報開</u> <u>発株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Image Information Inc.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>イメージ情報B</u> <u>I株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Image Information B I Inc.</u> と表示する。

現行定款	変更案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ビジネス戦略の立案・コンサルティングおよび情報システムの設計・開発・保守 2. 情報処理の受託・運営代行および附帯するファイナンスサービス 3. 情報システムおよび関連する機器材の輸入・販売・保守 4. 情報処理機器および部品の製造・販売 5. 電気工事および電気通信工事業 6. 情報関連の出版・通信サービスおよび教育・セミナーの開催 7. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理店業務 8. 労働者派遣事業 9. 知的所有権（特許権、実用新案権等）の使用、利用許諾、売買、賃貸借、維持および管理ならびにそれらを通じた事業の企画・立案 10. 動産賃貸 11. 不動産賃貸 12. 前各号に附帯する一切の業務 第 3 条～第 18 条 <条文省略>	(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと<u>ならびに次の事業を行う会社、組合その他これに準ずる法人等の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを</u>目的とする。 1. ～ 12. <現行どおり> 第 3 条～第 18 条 <現行どおり>

現行定款	変更案
第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新設)	第19条 <第1項～第3項は現行どおり> 4. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</u>
第20条～第27条 <条文省略> (取締役の責任免除) 第28条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	第20条～第27条 <現行どおり> (取締役の責任免除) 第28条 <第1項は現行どおり> 2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の責任につき、<u>会社法第427条第1項に基づき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>
第29条 <条文省略>	第29条 <現行どおり>

現行定款	変更案
(員 数) 第 3 0 条 当会社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。 第 3 1 条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設) 第 3 2 条～第 3 7 条 <条文省略> (監査役の責任免除) 第 3 8 条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2. 当会社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の</u>会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 3 9 条～第 4 3 条 <条文省略>	(員 数) 第 3 0 条 当会社の監査役は、<u>1 0</u>名以内とする。 第 3 1 条 <第 1 項、第 2 項は現行どおり> 3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</u> 第 3 2 条～第 3 7 条 <現行どおり> (監査役の責任免除) 第 3 8 条 <第 1 項は現行どおり> 2. 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、<u>会社法第 427 条第 1 項に基づき</u>善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 3 9 条 ～第 4 3 条 <現行どおり>

現行定款	変更案
(新設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条 第 1 条（商号）および第 2 条（目的）の変更については、平成29年6月28日開催の定時株主総会に付議される新設分割計画の承認の件が原案どおり承認可決されることおよび上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が発生することを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u> <u>第 2 条 本附則は、前条に係る定款変更の効力発生後に削除する。</u>

3. 定款一部変更の効力発生日

平成29年10月 2 日（予定）

第4号議案 取締役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役細川一雄氏が退任いたしますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
なが みね たか ひろ 長 峰 貴 博 (昭和37年9月5日)	昭和59年4月 ソニーPCL株式会社 入社 昭和63年12月 株式会社電通プロック ス（現株式会社電通テ ック）入社 平成19年12月 株式会社レイル設立 代表取締役 平成23年6月 株式会社エヌツー設立 代表取締役（現任） 平成26年4月 株式会社レイル退任	一株

- （注）1. 長峰貴博氏は社外取締役候補者であり、選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
2. 長峰貴博氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 長峰貴博氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。
4. 長峰貴博氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役宮本史雄氏及び藤井篤氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当 社 の 株 式 数
1	しかの ゆうじ 鹿野 裕 祠 (昭和30年5月6日)	昭和53年4月 新芸術家協会入社 昭和57年4月 株式会社都市開発設計 入社 昭和59年6月 株式会社N建築企画設計 入社 昭和63年12月 イマージュ建築企画設 計株式会社設立 代表取締役 平成10年12月 同社退任 平成12年3月 株式会社デジタルコン セプト設立 代表取締役 (現任)	一株
2	ひ はら こう き 日 原 仰 起 (昭和26年4月7日)	昭和50年9月 日本信販株式会社 (現三 菱UFJニコス株式会 社) 入社 平成4年3月 同社横浜駅西口支店長 平成8年3月 同社企画本部企画開発部 ジェネラルマネージャー 平成12年9月 イーバンク銀行株式 会社出向 平成16年2月 ポケットカード株式会 社入社 営業開発部担 当部長 平成17年4月 株式会社ジェーシービ ー入社 営業本部営業部長 平成19年4月 同社事業開発部部長 平成21年4月 同社事業創造部部長 平成28年4月 同社退社 平成28年4月 ドリコス株式会社 取締役 (現任) 平成28年9月 株式会社SHIPP 代表取締役 (現任)	一株

- (注) 1. 鹿野裕祠氏及び日原仰起氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鹿野裕祠氏及び日原仰起氏は社外監査役候補者であり、選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
3. 鹿野裕祠氏を社外監査役候補者とした理由は、他社、団体での豊富な経験・知識等に基づく的確な助言と監査をしていただく観点からであります。
4. 日原仰起氏を社外監査役候補者とした理由は、他社での豊富な経験・知識等に基づく的確な助言と監査をしていただく観点からであります。
5. 鹿野裕祠氏及び日原仰起氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
あら き よし ゆき 荒 木 義 行 (昭和19年5月23日)	昭和42年4月 ゴーゼル機器株式会社 (現ボッシュ株式会社) 入社 平成6年4月 同社AM事業部生産管理部 部長 平成9年4月 同社安全健康管理部長 平成11年10月 東松山市役所及び東松山 市社会福祉協議会出向 総合福祉施設開設準備室 参事 平成12年10月 同施設統括施設長 平成15年5月 東松山市施設管理公社 ギャラリー東松山館長 平成19年4月 成川軽合金株式会社入社 工場長兼営業統括部長 平成21年1月 同社退社	一株

- (注) 1. 荒木義行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 荒木義行氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 荒木義行氏を補欠の社外監査役候補者とした理由及び同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、他社、団体での豊富な経験・知識等に基づく的確な助言と監査をしていただく観点からであります。
4. 荒木義行氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款の定めにより当社への損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以上

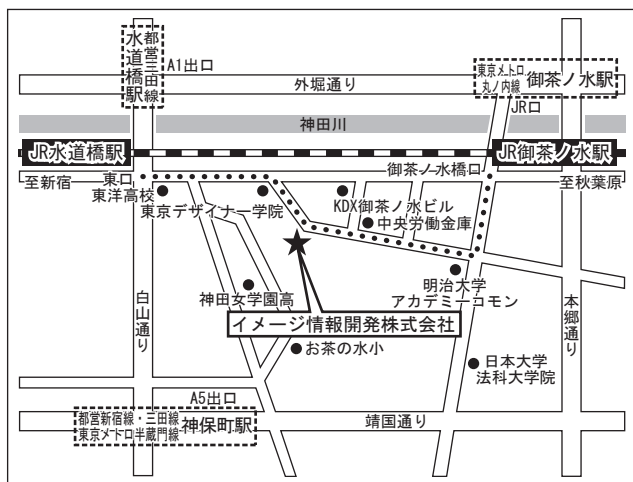
〈メ 毛 欄〉

[illegible]

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

定時株主総会会場ご案内図



東京都千代田区猿楽町二丁目 4 番11号

犬塚ビル 1 階

イメージ情報開発株式会社 本社会議室

交通：

JR御茶ノ水駅 御茶ノ水橋口 徒歩7分

JR水道橋駅 東口 徒歩7分

(ご注意)

お車でのご来場はご遠慮願います。